

議案第34号

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正について

次のとおり鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部を改正する条例

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

目次

前文

第1章～第3章 略

第4章 被災者の支援（第21条—第25条の2）

第5章・第6章 略

附則

(広域的避難等)

第25条 略

(被災者の生活復興支援体制の構築)

第25条の2 県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。

目次

前文

第1章～第3章 略

第4章 被災者の支援（第21条—第25条）

第5章・第6章 略

附則

(広域的避難等)

第25条 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。